

議案第10号

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）が改正されたことを踏まえ、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年南風原村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第13条第1項第5号中「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。